

# 平成27年第4回宇治田原町議会定例会

## 目 次

### ○第3日（平成27年12月21日）

議事日程（第3号）	101
日程第1 発言の取り消しについて	104
日程第2 宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	105
日程第3 議案第71号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについて	106
日程第4 議案第72号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	106
日程第5 議案第73号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	106
日程第6 議案第74号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて	106
日程第7 議案第75号 土地の取得について	106
日程第8 議案第76号 京都地方税機構規約の変更について	106
日程第9 議案第77号 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について	106
日程第10 議案第66号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	111
日程第11 議案第67号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	111
日程第12 議案第68号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）	111
日程第13 議案第69号 平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	111
日程第14 議案第70号 平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）	111
日程第15 閉会中の継続調査の申し出について	114

平成27年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成27年12月21日

午 前 1 0 時 開 議

- 日程第1 発言の取り消しについて
- 日程第2 宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第3 議案第71号 宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第72号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第73号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第74号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第75号 土地の取得について
- 日程第8 議案第76号 京都地方税機構規約の変更について
- 日程第9 議案第77号 宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について
- 日程第10 議案第66号 平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第67号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第68号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第69号 平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第70号 平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議 長 1 2 番 田 中 修 議員

副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
	11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	田中雅和	君
教育	長	増田千秋	君
理事兼総務課	長	山下康之	君
理事兼企画・ 財政課	財政課長	小西基成	君
理事兼福祉課	長	大江輝博	君
理事兼建設・ 環境課	建設課長	光嶋隆	君
総務課危機管理 担当課	長	清水清	君
企画・財政課	企画課長	奥谷明	君
会計管理者兼 税務・会計課	長	馬場浩	君
戸籍・保険課	長	長谷川みどり	君

健康長寿課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
産業振興課長	木原浩一君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	谷村富啓君
教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎発言の取り消しについて

○議長（田中 修） 日程第1、発言の取り消しについての件を議題といたします。

田中副町長から、12月10日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元にお配りいたしております発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとのとの申し出がありました。

ここで、田中副町長に申し出の説明を求めます。田中副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

町議会議員の皆様方には、平素から町政の推進に何かとご理解とまたご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

発言の取り消しについて説明いたします。

平成27年第4回定例会の一般質問におきまして、原田議員より、「宗円の郷」西ノ山集団茶園整備事業の観光計画のロードマップについてのご質問の答弁中、総務産業常任委員会への報告が未了の観光振興計画について、同計画の確定を前提としての発言を答弁者から行いました。

本件については、まず、常任委員会への報告すべき案件として準備しておりましたが、認識の甘さから、答弁の範囲を逸脱し同計画について言及したものです。まことにもって不注意な発言であり、議会に対する報告の認識に適切さを欠いた対応であることを深くおわび申し上げます。

今後は、十分留意してまいりよう、庁内にも十分な認識の徹底を図り、二元代表制を尊重するとともに、緊張感を持って業務遂行に努めてまいりたいと考えております。

つきましては、議長様に申し出させていただきました発言取消申出書のとおり、産業振興課長の発言のうち、当該答弁上での発言の一部につきまして取り消しさせていただきたいと考えておりますので、何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 説明が終わりました。

お諮りいたします。発言の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、田中副町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

---

◎宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（田中 修） 日程第2、宇治田原町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

この選挙につきましては、お手元にお配りしておりますとおり、平成27年11月9日付で選挙管理委員会委員長から通知を受けたもので、本日が任期満了となります。よって、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、先例により、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。事務局より、推薦者名簿を配付しますので、その間、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午後10時05分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お手元に配付したとおり、選挙管理委員には、大谷友一氏、清水善宣氏、勝谷ミツ子氏、谷口昭弘氏、以上の方を指名いたします。

また、選挙管理委員補充員には、第1順位、安井正美氏、第2順位、上・治男氏、第3順位、光島善正氏、第4順位、茨木均氏、以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、大谷友一氏ほか7名が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ただいまの選挙結果は、会議規則第33条第2項の規定により、当選人に当選の旨を告知いたします。

---

◎議案第71号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第3から日程第9、議案第71号から議案第77号までの7議案を一括議題といたします。

7議案につきましては、12月7日の会議で総務産業常任委員会に付託を行っておりますことから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、谷口重和君。

○総務産業常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました7議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第71号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、行政側のシステム改修等の対応は今回の補正でもされているが、全国的に企業によるシステム改修等の準備がおくれていると聞くが、町内の状況について把握しているのかとの質疑があり、工業団地管理組合へ依頼したものであるが、加盟しておられる企業のうち約半数がシステムの対応は完了されており、残りの企業においても、年内及び年度内にシステム改修に対応予定との情報をいただいているところであるとの答弁がありました。

また、町独自事務について、庁内での仕組みづくりを進める上で何らかの通知を行っているのかとの質疑があり、既に担当者レベルで数回の会議を開催しており、法的な根拠等について説明を行っている。その上で、マイナンバーの独自利用項目の洗い出しを内部的に進めているところであるとの答弁があったところです。

次に、議案第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しま

した。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、猶予制度の見直しに係る分で、今回、地方税機構が国準拠により統一しようということであるが、それぞれの自治体独自の制度の運用について質疑があり、京都府下においては、近年では福知山市が災害時に猶予制度の適用を行ったのみであり、他市町村において適用した実績はない。従前は、分割納付について民法上の規定を適用していたのが実情であるとの答弁がありました。

次に、議案第75号、土地の取得については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、平成27年度の用地買収であるが、現在のところの買収見込み予定はどうかとの質疑があり、禅定寺生産森林組合他19名の方々と折衝している。おおむね了解をいただいているところである。基本的には、今回の部分については、平成27年度で考えており、残り分については、平成28年度で取得を進めたいとの答弁があったところです。

次に、議案第76号、京都地方税機構規約の変更については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、分担金の算出方法について質疑があり、今回の経費負担についても、滞納整理、法人税関係の負担割合を基本としている。人口割額については、税機構設立当時から、団体の規模に応じた負担も一定必要との考えから負担の指標とされているものであるとの答弁がありました。

次に、議案第77号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、26年度においては、当初協定額を全額繰り越している。平成27年度の下水道事業団への支払い状況について質疑があり、平成27年度は、中間払いとして管理諸費の一部のみを支払っており、工事費についての支出は行っていないとの答弁があったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました7議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第71号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。安本修君。

○4番(安本 修) ただいま議題となっております議案第71号宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

宇治田原町においても、マイナンバー制度の本格運用へ通知カードが書留郵便で発送されましたが、全国的には、既に問題点が次々と明らかになっております。日本年金機構の125万件にも及ぶ年金情報の流出事件に続き、国民の個人情報保護に対する信頼は、これまで大きく揺らいできましたが、この不安は現実のものとなりました。既に、マイナンバー関連で百数十件を超える詐欺などの犯罪が多発し、現に被害が発生しております。

また、今後、利用範囲の際限ない拡大がたくらまれております。同法では、来年1月から利用情報は限定されておりますけれども、ことしの通常国会におきましては、預貯金、健診の情報にまで拡大する法案が成立をしております。健診情報をマイナンバーに盛り込むことで、個人の医療健康情報が事細かく察知され、商用へと悪用される危険が伴います。

中小企業への負担が大幅にふえることも問題であります。マイナンバーへの初期費用だけでも膨大な費用となり、営業を圧迫させることにつながるわけであります。また、事務負担もふえることとなります。個人番号の提供を拒む従業員などとのトラブルの発生も懸念されるところであります。

安倍内閣は、税と社会保障の一体改革を進め、その一環としてのマイナンバー制度は、国民の情報を一元的に管理するとともに、国民を監視し、社会保障の給付を削減しようとするものであります。

以上、マイナンバー制度の問題点を述べましたが、制度そのものを廃止すべきとの立場から、本議案に反対いたします。

○議長(田中 修) ほかに討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第72号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第73号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。安本修君。

○4番（安本 修） ただいま議題となっております議案第74号、宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

本議案については、地方税の猶予制度や軽自動車税のグリーン化特例の導入など、評価できる点もありますが、番号法に係る車両の規定については、先ほど述べたように、

マイナンバー制度そのものを廃止すべきとの立場から反対いたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第75号、土地の取得についての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第76号、京都地方税機構規約の変更についての討論を行います。ございませんか。安本修君。

○4番（安本 修） ただいま議題となっております議案第76号、京都地方税機構規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

本議案では、軽自動車の申告書のデータ化業務を京都地方税機構で実施するよう規約を変更するものであります。税機構が進めている課税事務の共同化については、市町村の課税実権を形骸化させ侵害することになります。今回のデータ化を税機構が実施することは、課税事務の共同化に道を開くものであることから、反対といたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第9、議案第77号、宇治田原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更についての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第66号～議案第70号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第10から日程第14、議案第66号から議案第70号までの5議案を一括議題といたします。

5議案につきましても、12月7日の会議で、補正予算特別委員会に付託を行っておりますことから、補正予算特別委員会委員長の報告を求めます。補正予算特別委員会委員長、原田周一君。

○補正予算特別委員会委員長(原田周一) 改めまして、おはようございます。

それでは、補正予算特別委員会に付託されました議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

まず、議案第66号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、給与費明細の職員手当の内訳において管理職手当が144万円と大きい、その内訳について質疑があり、平成27年4月1日の人事異動による課長及び課長補佐への昇格が大きな要因であり、また理事職についても月額5,000円のプラス改定を行ったことによるものであるとの答弁がありました。条例などの整理についても質疑があり、早い時期に規則を改正していくとの答弁がありました。

また、「お茶の京都」交流拠点整備構想策定事業としてのマスタープランの完成めどについて質疑があり、補正の可決後すぐに取りかかり、来年早々には地域と話を詰めて

いきたい。3月末には完成するよう取り組んでいくとの答弁があったところです。

マイナンバーに係る補正が計上されているが、歳入については、特別交付税で財源措置されるとのことであるが、国の制度であるので、きちっと国が財源措置すべきと考えるがどうかとの質疑があり、特別交付税で財源措置されるものと単独分もあることから、京都府を通じ要望を行っていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第67号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、平成30年には広域化となり保険者が都道府県となるが、赤字解消のためにも健全化計画の中間見直しが必要ではないかとの質疑があり、要因として特殊性もあるが、今後広い角度から検討を加えていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第68号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第69号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、今回の委託内容で、ユーティリティ調達の電気代は3年間で幾らになるのかとの質疑があり、25年度から27年度までの3カ年は約4,240万円と見込んでいる。債務負担行為としての設定している電気代は5,260万円で、24%多く見込んでいるところである。最終発注する段階で正確な電力量を見込み発注したいとの答弁がありました。

次に、議案第70号、平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま、報告のありました5議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第66号、平成27年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第11、議案第67号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第12、議案第68号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第13、議案第69号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

とに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第14、議案第70号、平成27年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本案は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。これをもって、平成27年第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時36分

○議長(田中 修) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月7日に開会されました平成27年第4回定例会が、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中にもかかわらず、連日におわたりまして本会議や委員会などにご出席をいただき、平成27年度一般会計補正予算案をはじめ、上程させていただきました全ての議案につきまして、慎重審議の上、原案どおりご可決をいただきましてまことにありがとうございました。

今定例会中におきまして、一般質問や各委員会などで頂戴いたしましたご意見やご要望につきましては、今後、町政を推進してまいります中、十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また冒頭で、副町長から発言取り消しの申し出をさせていただきました件につきましては、改めましてお詫びを申し上げますとともに、今後、十分留意してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ご承知のとおり、高市早苗総務大臣は、消費税の軽減税率導入に伴う地方自治体への影響額が3,000億円に上るとの見通しを示されたところでございます。消費税収の一部は、地方消費税や地方交付税として市町村にとっても重要な財源であり、本町にとりましても、地域経済や住民生活への影響が懸念されるところであり、今後も動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

現在、本町におきましても、平成28年度の当初予算の編成を進めているところでございますが、財政見通しも決して予断を許すことなく、引き続き健全財政の確保を図ってまいりますとともに、職員一人一人が創意と工夫を凝らし、住民目線で課題を捉え、1万住民の福祉の向上をはじめ、宇治田原町のさらなる発展につながる施策の実現に向けて取り組んでいく必要があると考えておるところでございます。

いよいよ年の瀬、寒さも日ごとに厳しくなっております。どうか、議員各位におかれましては時節柄ご自愛をいただきまして、ふるさと宇治田原の限りない発展のために一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げますとともに、ご家族おそろいで健やかな新年をお迎えになられますことを心からお祈りを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（田中 修） 皆さま、大変ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 稲 石 義 一

署 名 議 員 上 林 昌 三